

相続等により農地を取得した方へ

みよし市農業委員会

相続等により農地を取得した方は農地法第3条の3第1項の届出が必要です。

1 提出する時期

土地の所有権移転登記の完了後（賃借権においては、遺産分割協議の完了後）

2 提出書類

農地法第3条の3第1項の規定による届出書（別紙）

※ 変更後の農家台帳がすぐに必要な場合は所有権移転登記がされていることが確認できる登記簿謄本の写しをお持ちください。

お問い合わせ先

みよし市農業委員会事務局（産業課内）

0561-32-8015（直通）